

「平成25年度三重県経営方針（案）」の策定に向けたスケジュールについて

1 趣旨

平成25年度の三重県政を推進するにあたって、政策課題や行動指針を明確にした単年度の方針であり、平成25年度の行政運営（財政運営、組織運営）の基本となる「平成25年度三重県経営方針」の策定については、以下のスケジュールのとおり進める。

2 策定スケジュール(案)

9月18日(火)、22日(土) 秋の政策協議

内容：「選択・集中プログラム」の中間評価及び平成25年度取組方向の協議

対象部局長：別紙1「『秋の政策協議』対象者」のとおり

進め方：全部局長が一堂に会した上で、プロジェクト毎に二役等と協議を行う。

日程：別紙2「秋の政策協議日程（案）」のとおり

協議資料：「選択・集中プログラム」マネジメントシート

10月上旬 政策会議

「平成25年度三重県経営方針（案）」の決定

3 平成25年度三重県経営方針(構成案)

(1)平成25年度の三重県経営にあたって

- (ア) 平成25年度三重県経営方針の位置づけ
- (イ) 平成25年度の三重県を取り巻く情勢

(2)平成25年度の政策課題及びその展開方向

- (ア) 政策体系に基づく取組の推進
- (イ) 「選択・集中プログラム」の展開
- (ウ) その他、平成25年度に取り組むべき政策課題

(3)平成25年度の行政運営

- (ア) 行財政改革取組
- (イ) 財政運営の基本的な考え方
- (ウ) 組織運営の基本的な考え方

(4)職員の業務遂行にあたっての行動指針

以上

「秋の政策協議」対象者

防災対策部長
戦略企画部長
東京事務所長
総務部長
健康福祉部長
医療対策局長
子ども・家庭局長
環境生活部長
廃棄物対策局長
地域連携部長
スポーツ推進局長
南部地域活性化局長
農林水産部長
雇用経済部長
観光・国際局長
県土整備部長
会計管理者兼出納局長
企業庁長
病院事業庁長
教育長
警察本部長

秋の政策協議 日程表(案)

別紙 2

9月18日(火)

プロジェクト名	主担部局名	時間
進め方の確認	戦略企画部	17:00～17:05
緊急1 命を守る緊急減災プロジェクト	防災対策部	17:05～17:35 (30分)
緊急2 命と地域を支える道づくりプロジェクト	県土整備部	17:35～17:55 (20分)
緊急3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	健康福祉部 医療対策局	17:55～18:15 (20分)
緊急4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	雇用経済部	18:15～18:35 (20分)
緊急5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	健康福祉部 子ども・家庭局	18:35～18:55 (20分)
＜休憩＞		18:55～19:00
緊急6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	健康福祉部	19:00～19:20 (20分)
緊急7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト	農林水産部	19:20～19:40 (20分)
緊急8 日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト	雇用経済部	19:40～20:00 (20分)

9月22日(土)

項目	主担部局名	時間
緊急9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト	農林水産部	8:30～8:50 (20分)
緊急10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	環境生活部 廃棄物対策局	8:50～9:10 (20分)
協創1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト	教育委員会	9:10～9:30 (20分)
協創2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト	地域連携部 スポーツ推進局	9:30～9:50 (20分)
協創3 スマートライフ推進協創プロジェクト	雇用経済部	9:50～10:10 (20分)
＜休憩＞		10:10～10:20
協創4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト	雇用経済部 観光・国際局	10:20～10:40 (20分)
協創5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト	戦略企画部	10:40～11:00 (20分)
南部地域活性化プログラム	地域連携部 南部地域活性化局	11:00～11:20 (20分)
まとめ	戦略企画部	11:20～11:40 (20分)

「選択・集中プログラム」マネジメントシート(記載例)

新しい豊かさ 協創1	未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト	主担当 部局	教育委員会	プロジェクトの目標	H23 (現状)	年次計画			
						H24	H25	H26	H27
【めざす姿と到達目標】 子どもたちが、自らの夢の実現をめざし、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓ひらいていく力とともに、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力を身につけています。 この実現に向け、4年後には、学校・家庭・地域が 体となって、県民総参加で子どもたちの学力向上を支援する取組が進められるとともに、各学校では、教職員の授業力の向上などにより継続的な授業改善が行われ、子どもたちがわかる喜びや学ぶ意義を実感して学習できる環境づくりが進んでいます。				授業内容を理解している子どもたちの割合	81.2%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%
プロジェクトの中間評価(実績及び課題)					平成25年度の方針性				
プロジェクト全体については、学力向上県民会議が●月に立ち上がるとともに、●●事業がスタートするなど、概ね順調に展開しています。 なお、未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト推進会議については、7月8日に第1回会議を行い、○○や××といった意見が出たため、今後の対応が必要です。					プロジェクト全体については、実践取組○にさらに注力し、○○の成果につなげていきます。				
【実践取組1「県民総参加による学力の向上」】 県民運動の展開については、学力向上県民会議を設置し、○月にキックオフイベントを開催しました。また、広報やPRを行うことで、保護者の理解度が○○ポイント上昇するなど学力向上への取組への理解が一定進みました。さらに、××事業において、○○団体との協力体制が整うなどなど、さまざまな主体との連携が広がっています。					【実践取組1「県民総参加による学力の向上」】 「学力向上県民会議」を中心に県民運動の広がりに努めるため、××の取組に一層注力することで、○○や○○との連携を深めます。○○については、…				
【実践取組2「地域に開かれた学校づくり」】 全国学力・学習調査の実施を促進した結果、今年度中に公立小中学校○○校のうち、●●校が調査実施する見込みです。●月末現在で実践推進校を●●校指定し、学力向上アドバイザーを延べ●名派遣するなど総合的な支援を実施しています。					【実践取組2「地域に開かれた学校づくり」】 ○○については、××という状況があることから、△△するなど一部見直しを検討し、○○へ向けた効果的な取組を推進します。				
【実践取組3「教職員の授業力向上」】 小学校1、2年生、30人学級については、…					【実践取組3「教職員の授業力向上」】 ○○については、…				
【実践取組4「安心して学べる環境づくり」】 ○○については、…					【実践取組4「安心して学べる環境づくり」】 ○○については、…				

三重県経営戦略会議で提案された主な意見

平成24年8月20日
戦略企画部企画課

緊急課題解決プロジェクト

1 命を守る緊急減災プロジェクト

＜第1回会議＞

- ・消防団と行政との連携があまりできていないので、今後行政や警察などと連携をとりながら、どう活動していくかという課題をきちんと考えるべきである。(速水座長)
- ・南海トラフの想定が発表されたが、県民を守るためには今の行政職員や消防団、関係者の力を以ってしても足りないので、自主防災組織等のような組織をもっと体系的に働きかけて整備していくことが必要である。(増田委員)

2 命と地域を支える道づくりプロジェクト

＜第1回会議＞

- ・東紀州地域における高速道路の整備という変わるチャンスを逃すと、この地域は二度と変わるチャンスがない。(速水座長)

3 命と健康を支える医療体制の確保プロジェクト

＜第1回会議＞

- ・患者側の立場からみれば、医療の充実の本質というのは「家庭医・プライマリーケアの充実」である。家庭医こそ、体ごと全部診るプロフェッショナルであり、日常医療の9割以上がプライマリーケアの段階で済んでしまうのだから、家庭医の育成に一段と力を入れていくことが欠かせない。(加藤委員)
- ・女性医師にもっとフォーカスを当て、出産などで職を離れた彼女たちの職場復帰を促していくことなども真剣に検討しなければならない。(西村委員)
- ・地域におけるプライマリーケアの戦力として、女性医をいかに家庭医の分野に誘導できるかが今後重要になってくると思われる。(西村委員)
- ・北部では、小児科医の不足が深刻であり、子育て支援の観点からみれば小児科医の存在もポイントとなるので、女性小児科医の育成が重要である。(西村委員)
- ・とりわけ離島や山間僻地などの過疎地域においては、保健・医療・介護を区分けするのは都市部と比べて困難な状況である。こうしたことから、3

分野共通にして、トータルで見ていく仕組みをつくっていくしかない。

(増田委員)

- ・大掛かりな病院をあちこちに建設するのは非効率なため、ドクターヘリなどもうまく活用してコストを抑えつつ、県下全域で病院をどのように再配置していくかということについて、広い視野でデザインし直してみる必要があるのではないか。(速水座長)

<第2回会議>

- ・健康寿命をいかに長くするかが課題である。誰でも参加できるエンターテインメント性豊かな健康イベントを実施し、健康への取り組みを慣習化・風習化する流れができればよいと思う。(田中委員)
- ・健康寿命を伸ばす切り口は食と運動である。食と運動に医師が関わった際に収入となるインセンティブが必要である。それは、行政的にできるのか、産業的にできるのか、いずれにしるこのような切り口で考えていかないと、食と運動に関しては大学医学部では教育しないため、恐らく医師が食と運動に目を向けない。これらの点は、県全体として産業界とともにどうしていくのか一考する余地はある。(西村委員)
- ・がん検診の受診率の向上のため、マンモグラフィーのネットワークのような地道な取組に支援できる仕組みがあればよい。これも保険適用がなく、病院側もメインで行う性質のものではないので、これを上手く機能させるインセンティブが必要である。(西村委員)
- ・医療、健康、子育て支援という分野はいかに市町を前に押し出して、県はそれを支えるかという姿勢が非常に大事になる。(小西委員)
- ・医療については、国民健康保険の都道府県単位化という問題があるように、大変なところは県が引き受けるので、健康づくりについては市町が中心になってやって貰えるような仕組みづくりが必要だ。市町にいかにかその気になって貰うかが重要になる。(小西委員)
- ・市民スポーツとしてどうスポーツを広げていくかということについては健康の問題と児童クラブとで上手くネットワークを組めるような気がする。(速水座長)

<第3回会議>

- ・保健医療、保健予防などを活用して健康で長生きしてもらうことが重要だ。農村部では医師や保健師などにも地域に入ってもらって医療や健康の意識を向上させることが必要だ。(増田委員)
- ・医療費が増大している中で、行政としてもできるだけウェートを保健予防の方に置くという流れになっている。(増田委員)
- ・うつ関係は病院できちんと治療すれば治るという前提の下、幅広くきちんとした治療体制を整備していくことが重要だ。(増田委員)
- ・日本の医療では、治すことに特化しすぎたことが、いろいろな問題の原因になっているのではないか。これからは病気になって病院に行くのではなく、病気にならないために病院に行くという方向性で医者、看護師、保健

師などに接してはどうか。食べ物や運動も含めて、医師や看護師の監修のもとで行うと新たな産業にもつながる。(西村委員)

- ・ 予防医学というところに三重県が目指して地域を挙げて取り組んではどうか。三重県南部の特色を活かして心と体を再生する地域という触れ込みで予防医学的なものを県の中で特色を出していくというのもありではないか。(西村委員)
- ・ ライフイノベーション総合特区に関して、情報が全部統合できるようになれば、ある程度予想を付けながら臨床を行うことができるようになる。できればそれを予防的なものに持っていき、それを実証できるような起点として多少産業も活性化できないか。(西村委員)
- ・ ライフイノベーション総合特区の中核となる「医療情報の共有化」については、共有化した情報を上手く診療や治験に活用するのにも相当の技術が必要だと思うので、そうした技術を持つ人材をいかに育成していくかという点が、特区が成功するカギになるのではないかと思われる。(白波瀬委員)
- ・ 高齢化が進展する中で、近くにかかりつけの医者がいるということによって、地域に大きな安心感がもたらされるという側面があるので、三重県を含め、全国における医学部教育において、かかりつけ医の養成に一段と力を入れていく必要がある。(白波瀬委員)
- ・ いくら特区で医療情報の共有化を果たしても、地元でその情報を使いこなせる人材がいけないようでは、継続的な治療は難しい。その意味で、地域に根ざした家庭医の育成について、県は力を入れていただきたい。(白波瀬委員)
- ・ 保健行政そのものは基本的に市町の仕事となるので、県はそれをサポートする立場に回るべきである。県の主たる役割としては、「全体的に支える側に立ち、県がこういう部分で汗をかくので、市町はこういうことをしてほしい」というグランドデザインを描くことである。例えば、医師の確保や国民健康保険の都道府県単位化、後期高齢者医療制度、県立と市町立病院の役割や経営改善といったものが考えられる。今はそうしたグランドデザインを県が構想している途中段階であり、市町が「なるほど、この案なら乗れる」という絵は描ききれないように思われる。(小西委員)
- ・ 県は医療・福祉に関して全体的・具体的な構想をなるべく早く提示する必要があるのではないか。(小西委員)
- ・ 高齢者はもう少し、「若い人のお世話になっている」という感謝の気持ちを持つべきだ。高齢化による様々な社会問題を乗り越えていくためには、高齢者にそうした意識付けを行っていくことが意外なポイントになるのではないか。(奥田委員)
- ・ 高齢者も傲慢になるのではなく、高齢世代と現役世代、年少世代がそれぞれ謙譲の美德を持って、それぞれ知恵を寄せ合って医療や介護の問題に立ち向かうことが必要だ。(奥田委員)
- ・ 予防医学を徹底することが良いと思う。(速水座長)
- ・ 三重県でも美杉にセラピロードがあると聞いているが、どの地域でもセラピの本質を理解ししっかりしたデザインで作れば、森林が予防医学に

少しでも役立つのではないか。(速水座長)

- ・ライフイノベーション総合特区のようなダイナミックな取組と、もう少し地に足がついたような地道な取組をミックスさせて、県民の健康の増進のため、ビジネスに広げていくものも含めてやっていけば、かなり面白いものができるのではないか。(速水座長)
- ・三重県にどうやって医師を戻すかという観点からは、三重大学の系列にした一志病院の取組が非常に良いと思っている。特区やスポーツなどでも、医学的なエビデンスをつけて、地域の中に実践的な場があれば、そこに行きたいと思う人はいる。例えば、熊野の方の病院でも三重大学の系列にすることで、若い人は教授職を持って、実践的な教育もできて、熊野に住むということになればモチベーションが上がる。各所に特徴的な三重大学付属病院というか、寄付講座を設置することで、若者が地域医療に貢献するだけではなく、世界に通じるような研究を行える環境ができる。これが医療特区と重なってくるとかなりリアリティのある仕事になる。そこに産業界も魅力を感じる仕組みを作りたいという思いがある。(西村委員)

4 働く意欲が生かせる雇用確保対策プロジェクト

<第1回会議>

- ・三重県には限らないが、競争環境などがないと、現状を素直に受入れて、維持していく雰囲気優先するので、特に若い人には「幸福の一つは、仕事を通じて、自らの努力のうえに勝ち取っていくものだ」というカルチャーを県民に意識してもらってもよいのではないか。(田中委員)
- ・若者は就業の不安が多いという関係性は、みえ県民意識調査結果をみると、はっきりしている。(小西委員)

<第2回会議>

- ・大学できちんとした教育をして、地元の中小企業にも良い会社があることを伝えることができると考えている。これについては、社会全体の中で、もう一段、働く・自分でお金を稼ぐということに対しての厳しさということを考え直して、そこで、時代・地域に合わせて組み替えていけば、三重県南部の農業活性化や中小企業での就労など、元気がでる就労の仕方ができるのではないか。(西村委員)

<第3回会議>

- ・「本プロジェクトによる支援した人の数」を数値目標に設定しているが、雇用調整助成金などを使って無理やり雇用をつないでいこうという形になると、いわゆるゾンビ事業的なものに無理やりお金を出して雇用を確保するようになり長い目でみると産業的には良くない。強い産業や新しい産業に誘導していくような手段を取ったうえで先行きをみていかなければいけないので、目標数値だけを達成するだけはいけない。(増田委員)

5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

<第1回会議>

- ・三重県が子育て支援をどんどん充実させ、「子育てするなら三重県だ」という評判を広げていくことによって、人口増加率を上げていったらよいのではないか。(奥田委員)
- ・多くの若者が結婚や出産・子育てを好意的に捉える事ができるように「結婚しない、出産しないよりも、結婚し出産する方が得だ」と考えてもらえるような仕掛けを考えてはどうか。(白波瀬委員)
- ・例えば、週3日は公務員として勤務し、残りの日は農業をしたり、余暇を過ごしてもよいという兼業農家の公務員というやり方で地域に住ませる。こういう生活スタイルが社会的に容認されれば、田舎で子育てをしてみようという若い世代が増えるかもしれない。(西村委員)

<第2回会議>

- ・子育て支援については、育児休業など労働政策の部分は県がやるので、放課後児童クラブやこども園などは市町でやるというように、その関係づくりと全体のプランを立てることが大切になる。そして、県が少し後ろに下がってという姿勢も重要になる。(小西委員)
- ・将来の県内就学児童が減少していくという推計を踏まえると、施設などいわゆる「ハコモノ」を作るといった施策は避けた方がよい。そうした部分は、今あるもの、もしくは民間を活用すべきである。(津谷委員)
- ・保育サービスにおける人材、とりわけ、公立の保育園に勤める公務員については高齢化が問題となっており、賃金水準も上がっているため、もっと、柔軟に人材を活用すべきである。(津谷委員)

<第3回会議>

- ・子育て支援に関する様々な取組を行っていくことが重要であると認識しているが、単に施策を打ち出すだけでなく、常にPDCAサイクルを回し、ちゃんと実行に移して、施策の有効性などについて不断にチェックしつつ、改善に向けたアクションも図って欲しい。(奥田委員)
- ・生活保護世帯の子どもの大学進学率は定義上0%となるはずである。つまり、生活保護世帯の子どもには高校を卒業したら、自活することが前提で、できれば親を経済的に支えるということになっており、大学は教育上のオプションという位置付けになっている。ただし、わが国では現在、大学の卒業を前提に就職制度が成り立っているという実態があり、大卒の生涯獲得賃金が高卒より高いというの厳然たる事実である。一方で、高校卒業を一つの区切りとして、成人を18歳以上とみなし、選挙権を18歳に引き下げるべきとの議論が高まっている。
このような状況の中で、貧困の連鎖を断ち切るためには、「生活保護世帯や施設入所の子どもの就学は高校まで」という大前提を見直す時期が来ているのかもしれない。生活保護世帯の就学支援については逆に「大卒まで」に引き上げていくのが良いのか、線引きがなかなか難しい問題であるが、

そこは知事に悩んでもらい、県民に対して何らかの問題提起をして欲しい。
(小西委員)

- ・一口に「子ども」といっても、ターゲットと捉える年齢層が広すぎて、そもそも県は何を問題と考えているのか、論点がぼやけてしまっている。子ども自身も、彼らのライフステージに応じて親や地域などとのかかわりが全く違うものだ。(白波瀬委員)
- ・貧困の連鎖が社会的問題となっているのと同様に、虐待も連鎖する傾向にあるという点にも注目すべきだ。(白波瀬委員)
- ・現在、わが国で10代から20代前半で子どもを持つ女性のほとんどはいわゆる「できちゃった結婚」で、出生行動が家庭事情や経済力と密接に関係している。こうしたデリケートな問題は概して家庭内で処理・解決されてきたものの、家庭の受け止める力が弱くなってきたという事情があるので、地域が家庭に替わり支えてあげることが必要だ。(白波瀬委員)
- ・子どもたちのリスクを実効的に下げていくためには、ある意味で手段を選ばないようなところも必要だ。いかに早くからきちんとした教育を受けさせ、少なくとも「子どもが子どもを産む」ような事態を無理やりでも回避させていくことが必要ではないか。(白波瀬委員)
- ・負の再生産を防ぐため、家庭内で解決されてきた個の問題に、行政がどれだけ入り込むのかという難しい問題であるが、虐待については、リスクがあっても踏み込んでほしい。(白波瀬委員)
- ・子どもが社会と接する機会が少ないと感じる。(西村委員)
- ・子どもたちが弱い原因の一つに親が弱いことが挙げられる。昔は親が子どもに構ってあげられないかわりに一生懸命な生き様を見せることで子どもを育てていたような気がする。今は豊かになって親も全てのことによって一生懸命生きる必要がなくなり、子どもたちも社会に出て自分の力で生きる術が分からなくなった。(西村委員)
- ・学校が子どもの教育にどこまで踏み出すのかどうか、学校が社会で生きていくための力をすべてつけさせてはどうか。学校も家庭も、性教育やしつけなど、それぞれがここからは学校、ここからは家庭というように境界線を引くことを避けている可能性があるので、学校はここまで教育として踏み込むという明確な線を描いても良いと思う。そうしないと、中途半端な部分が増えて社会生活の弱い子ができていくのではないか。(西村委員)
- ・子ども条例はどこの県でも知事部局で作るケースが多いが、できれば教育委員会でやってみても良いと思う。子どもの成長過程の多くの時間は学校で拘束されており、一度真剣に教育委員会の方で家庭の絆や地域の絆についてどうやって図っていくかということを考えた方が解決策により届くのではないか。(増田委員)
- ・虐待を受けた子どもの養育について、一番重要視すべきは子どもの将来であり、安易に親に戻すのではなく、社会で子どもに責任を持つという考え方に切り替えていかなければいけない時期かもしれない。そうすると、児童相談所や児童養護施設などの体制の充実が必要になる。こういう分野こそより行政が前に乗り出していく時期に来ていると思う。(増田委員)

- ・企業の立場から子どもを見ていると非常に弱っていて、怒られることのない環境で育ってきたので、怒られることへの耐性が少ない。(宮崎委員)
- ・行政がどこまでこの問題に立ち入っていくのかということと、どのレベル、年齢までを対象にしていくのかという意見が多かったと思う。(速水座長)
- ・子育て支援というのは、子育てを行う年代の人たちが安心感を得るという点で非常に重要な施策であると思う。全体的な支援強化という点では、P D C Aでチェックするとともに、いかに横断的に支援強化を行っていくかが重要である。(速水座長)
- ・企業も子育て支援策に苦勞していることが垣間見える。貧困の問題と進学率の問題が示されたが、例えば、そうした問題を解決する一助として、県が奨学金を集めるなどの取組を行い、企業と県が連携しつつ県内の子育てを支援していくということも考えられる。(速水座長)
- ・貧困の問題も含めた子育て支援の手法について、①経済的に支援するのか②人的に支援をするのか、③精神的に支援するのか、この3つをどういうふうによくまとめていくのかという部分で、行政、民間、N P Oが一つの場所にとらわれない広く連携できる仕組みが大事である。子ども・家庭局という組織がある中で、県庁横断的な取組を進めてほしい。(速水座長)
- ・知事が子育て施策を重視するのであれば、その支援の現場に直接行き、行動で示していくこともスタートとしては重要であるのではないか。(速水座長)
- ・県庁内に子育て支援策を真剣に行う、すなわちお金だけでは解決しないという意識を定着させていく必要がある。(速水座長)

6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

<第2回会議>

- ・今の時代は授産施設でモノを作って貰うということが企業にとっても大事になっているので、授産施設の作業レベルを一度しっかりと調査することも必要だ。(速水座長)
- ・授産施設とどのようなネットワークを組めたかということが企業価値、品物の価値を上げていく。授産施設ではこういうことができるということアピールするための手伝いを県や市町が行う体制を作っていくのはどうか。(速水座長)

7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展プロジェクト

<第1回会議>

- ・農林水産業などへの就業意欲を持つ若い世代が別の職業から転職してきた際に、その仕事を生業として独り立ちできるまでの不安定な時期を、社会でどのように支えていくか、という点が一番の課題だと捉えている。(白波瀬委員)

- ・農地の面積や農業産出額、漁獲高などから勘案して、物理的に「南にはこの程度の人数なら人が住め、集落を維持できそうだ」といった行政区画のシミュレーションを実施してみてもどうか。(西村委員)
- ・1次産業の技術を伝承できるスキームを体系的に整えることができれば、南のエリアに今いる若者の流出を防げるかもしれない。(西村委員)
- ・東京事務所がどういう情報を収集しているのかがわからない。例えば、三重県出身の経営者が経営する東京の飲食店のデータベースが整備されれば、一挙に三重県産品の販路が開拓できる。同様に、マスコミにおいて三重県出身者のデータベースが整備されれば、一挙に三重県の情報発信が可能となる。そうした視点も持って行政職員が業務に取り組むことによって、県庁が変われるのではないか。(宮崎委員)

8 日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト ＜第1回会議＞

- ・今後、三重県がどのような産業に力を入れていくのかについての見通しをお示しいただきたい。(白波瀬委員)
- ・これからはもうデジタル・コモディティというのは駄目で、これからはアナログ・付加価値というアナログ・オンリーワンという時代になっていくので、その意味で、県が上手く誘導してほしい。例えば中小企業において、1社1億円ずつ利益を増やすような政策を実施すると、付加価値率が相当上がるはずである。(宮崎委員)

9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト なし

10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト なし

新しい豊かさ協創プロジェクト

1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト ＜第3回会議＞

- ・学校が子どもの教育にどこまで踏み出すのかどうか、学校が社会で生きていくための力をすべてつけさせてはどうか。学校も家庭も、性教育やしつけなど、それぞれがここからは学校、ここからは家庭というように境界線を引くことを避けている可能性がある。学校はここまで教育として踏み込むという明確な線を描いても良いと思う。そうしないと、中途半端な部分が増えて社会生活の弱い子ができていくのではないか。(西村委員)(再掲)

- ・子ども条例はどここの県でも知事部局で作るケースが多いが、できれば教育委員会でやってみても良いと思う。子どもの成長過程の多くの時間は学校で拘束されており、一度真剣に教育委員会の方で家庭の絆や地域の絆についてどうやって図っていくかということを考えた方が解決策により届くのではないか。(増田委員)(再掲)
- ・いじめの問題がこれだけ顕著化してマスコミ報道されると、教育ムラに対する不信感が凄く強い。原子力ムラと一緒だ。先生に対しても、教育委員会に対しても、教育のプロに対する信用が全くない。そのため、いじめ問題などの駆け込み寺が教育委員会の中にあっても親は行かないのではないか。別の形である種のレスキューの場所が必要になっている。(宮崎委員)
- ・いじめは大人社会の縮図だと思う。競争社会がこれだけ浸透して、格差がつくのは当たり前という生活をしている。我々の仕事もいじめ、いじめられをやっており、そういうものが子どもに反映しているは否めないと思う。(宮崎委員)
- ・地域との絆を強めるためには、もっと、一人ひとりの校長が地域で教育のことについて語る機会を増やしていかなければならない。(増田委員)

2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

なし

3 スマートライフ推進協創プロジェクト

なし

4 世界の人々を呼び込む観光協創プロジェクト

<第2回会議>

- ・知名度のある特産物・観光地が実は三重県のものであるということを、つながりを持たせて発信するべきだと思う。(田中委員)
- ・既存の情報発信ツールはたくさんあるので、これからはツールを使うことに費用・労力を使うとよい。三重県は、子供向けの体験教室を行っている施設が充実していることもPRに利用できる。子ども同士の交流の場を、物語性を持った事業者と提携をして提供するとよいと思う。(田中委員)
- ・東京駅にあるような外国人向けサポートデスクが、三重県の駅にもあるとよい。(津谷委員)
- ・京都を訪れる外国人観光客の取り込みのため、京都から伊勢志摩への外国人向けバスツアーなどを企画してはどうか。(津谷委員)
- ・三重県人が思っている以上に、世界の人々は伊勢神宮のことを知らない。でも、知ってもらおうとすごく受ける。したがって、一点突破で、伊勢神宮を世界に発信することで、三重県に来てもらえるかもしれない。(西村委員)
- ・県北部の四日市はホテルのハブになっている。一泊二食の文化から程遠い四日市のビジネスホテルが観光ホテル化しているということを考え併せると、従来の温泉旅館型観光といったイメージを変えるべきだと思う。(宮崎

委員)

- ・伊勢神宮への地方の修学旅行客も、宗教色が強いという理由で敬遠され、落ち込んでいる。この辺りのPRの仕方も工夫の余地があるのではないか。(宮崎委員)
- ・四日市と鈴鹿には2つの私立大学があって、半分以上は中国人などの留学生が占めているが、アルバイトの有力な働き口がないので、彼らを通訳として、活躍の場を提供できると見込まれる。また、観光客もナガシマリゾートで買い物した商品をたくさん船で運べるというメリットが大きい。そういう意味で、四日市港への客船の誘致をお願いしたい。(宮崎委員)

5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

<第1回会議>

- ・なし崩し的に外国人を受け入れて日本人との軋轢を生むぐらいだったら、生活・教育面などのサポート体制をきちんと整えたうえで、正面切って外国人の受け入れを行うというのも一つの考え方であるかもしれない。(速水座長)

南部地域活性化プログラム

<第1回会議>

- ・県南部では実態調査に基づく冷静な分析のもと、集落をいかに維持していくかというランドデザインを描く必要がある。(西村委員)

<第3回会議>

- ・「日本には水という大資源がある」とかねがね思っている。南部地域、大台町などでは水が豊富なので、これを資源と捉えて外国に輸出すれば良いのではないか。中国やサウジアラビアなどでは水がなくて人々が困っているわけだから、南部地域活性化プログラムの中で「水」を核として、水ビジネスを手掛ける企業をこの地域に誘致するなどの施策を打っていけば、地域として新たな発展が見込めるのではないかと思う。(奥田委員)
- ・水の問題については、南部地域は森林地帯があり、水をきれいにする森林の作り方はノウハウがある。そういうノウハウを利用してミネラル分が多い森林からの水を作る、このような水に特化した考え方も非常に面白い。(速水座長)

その他

<第3回会議>

- ・選択・集中プログラムを推進していくプラットフォーム、いわゆる「場」

- をどう形成していくかが重要だと考えている。市町をこのプログラムに巻き込んでいくには、どのようにアプローチするのが良いのか。(小西委員)
- 市町村補助金を使って事業を進めていくためには、市町村の推進体制とか財政とかのプラス・マイナスの影響を綿密に調べたうえで、インセンティブみたいなものをどう考えていくかである。(増田委員)
 - 県も市町も総合行政であるので、各事業でどう協力していくかということも大事だが、やはりトータルで県と市町が協力できる体制にあるかどうか重要だ。地域機関などを含めてトータルで県と市町村の関係がどう築かれているかを判断しながらやっていくことが重要ではないか。(増田委員)
 - 市町からはえてして、「県ばかり良い格好するな」という声上がるものだ。そうならないようにするためには、市町が「行政の中で一番困っているところを、県はうまくサポートしてくれている」という実感を持ってもらうことが重要だ。(小西委員)
 - 市町の単位では、国保を含めた税の徴収や、情報システムの開発などで実務的に困っているケースが多く、ここをサポートすると恩義に感じてくれて、県の打ち出す各種施策の推進に弾みがつくような気がする。(小西委員)

第76回国民体育大会準備委員会の開催について

平成24年8月20日

スポーツ推進局 国体準備課

1. 要 旨

平成33年国体開催に向け、準備委員会の設立総会、事業計画等を定める第1回総会及び会場地市町選定などの基本方針を定める常任委員会を8月31日に四日市都ホテルで開催する。

2. 準備委員会委員について

各部局での調整を行った準備委員会の委員については、資料①（P3～P10）のとおり委員案を確定した。8月31日の設立総会にて会則が承認されたうえで、会長（知事）から委嘱することとする。

3. 開催概要等について

準備委員会（設立総会・第1回総会、常任委員会）の開催にあたっては、各種方針や計画等を審議いただくこととなる。審議事項は資料②（P11）のとおりとし、審議資料の内容については、当日配布して提示することとなる。

なお、当日はロンドンオリンピックで優秀な成績を収めた各選手への表彰式を行う。

【開催概要】

(ア) 9:30～ 表彰式※

(イ) 9:50～ 第76回国民体育大会三重県準備委員会 設立総会・第1回総会
10:30 (会則、役員、開催基本方針、事業計画等の審議)

(ウ) 10:40～ 第76回国民体育大会三重県準備委員会 第1回常任委員会
11:30(予定) (会場地選定基本方針、各専門委員会設置等の審議)

※(ア)、(イ)は4階伊勢の間で開催し、(ウ)は3階鈴鹿の間で開催。

※表彰式における表彰者

(1) 三重県民特別栄誉賞

吉田 沙保里選手 (女子レスリング55kg級) 金メダル

(2) 三重県スポーツ栄誉大賞

山口 舞選手 (女子バレーボール) 銅メダル

(3) 三重県スポーツ栄誉賞

山口 螢選手 (男子サッカー) 4位入賞

表彰者の受賞理由

(1) 女子レスリング55kg級 吉田沙保里選手 (津市出身)

吉田選手はロンドンオリンピック女子レスリング55kg級で「金メダル」獲得という素晴らしい成績を収められました。オリンピック3連覇という記録への重圧をはねのけて優勝した吉田選手の試合ぶりは、県民に大きな感動と元気を与えてくれました。

アテネオリンピック、北京オリンピックに続く3大会連続での金メダル獲得は大変な偉業であり、その活躍は、三重県民の誇りとなるものであり、県民に明るい希望を与えることに顕著な業績があったと認められますので、その栄誉を讃えて「三重県民特別栄誉賞」を授与することに決定しました。

(2) バレーボール女子 山口舞選手 (志摩市出身)

山口舞選手はロンドンオリンピック女子バレーボールで、1984年(昭和59年)のロサンゼルス大会以来、28年ぶりの「銅メダル」獲得という素晴らしい成績を収められました。

その活躍は、スポーツの推進と活力ある県民の元気づくりに功績がありましたので、「三重県スポーツ栄誉大賞」を授与することに決定しました。

(3) サッカー男子 山口螢選手 (名張市出身)

山口螢選手はロンドンオリンピック男子サッカーで、1968年(昭和43年)のメキシコ大会以来、44年ぶりのベスト4進出という素晴らしい成績を収められました。

その活躍は、スポーツの推進と活力ある県民の元気づくりに功績がありましたので、「三重県スポーツ栄誉賞」を授与することに決定しました。

第76回国民体育大会 三重県準備委員会委員（案）

会長：1名、委員：177名、顧問：12名、参与：74名 計264名

【会長：1名】

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
県（行政）関係	三重県知事	鈴木 英敬

【委員：177名】

敬称略、順不同

選出区分	所属機関・団体・役職名	氏名
県議会関係	三重県議会議長	山本 教和
県議会関係	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	藤田 宜三
県議会関係	三重県議会スポーツ振興対策調査特別委員会委員長	津村 衛
県議会関係	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
市町関係	市長会会長	河上 敢二
市町関係	町村会会長	谷口 友見
市町関係	津市長	前葉 泰幸
市町関係	四日市市長	田中 俊行
市町関係	伊勢市長	鈴木 健一
市町関係	松阪市長	山中 光茂
市町関係	桑名市長	水谷 元
市町関係	鈴鹿市長	末松 則子
市町関係	名張市長	亀井 利克
市町関係	尾鷲市長	岩田 昭人
市町関係	亀山市長	櫻井 義之
市町関係	鳥羽市長	木田 久主一
市町関係	熊野市長	河上 敢二
市町関係	いなべ市長	日沖 靖
市町関係	志摩市長	大口 秀和
市町関係	伊賀市長	内保 博仁
市町関係	木曾岬町長	加藤 隆
市町関係	東員町長	水谷 俊郎
市町関係	菰野町長	石原 正敬
市町関係	朝日町長	田代 兼二郎
市町関係	川越町長	川村 康治
市町関係	多気町長	久保 行央
市町関係	明和町長	中井 幸充

市町関係	大台町長	尾上 武義
市町関係	玉城町長	辻村 修一
市町関係	度会町長	中村 順一
市町関係	大紀町長	谷口 友見
市町関係	南伊勢町長	小山 巧
市町関係	紀北町長	尾上 壽一
市町関係	御浜町長	古川 弘典
市町関係	紀宝町長	西田 健
市町関係	三重県市議会議長会会長	西山 則夫
市町関係	三重県町村議会議長会会長	飯田 徳昭
市町関係	三重県市町教育委員会連絡協議会会長	中村 真子
市町関係	三重県市町教育長会会長	小林 壽一
スポーツ関係	(財)三重県体育協会会長	岩名 秀樹
スポーツ関係	(財)三重県体育協会副会長	宮本 長和
スポーツ関係	(財)三重県体育協会副会長	藤澤 幸三
スポーツ関係	(財)三重県体育協会副会長	向井 弘光
スポーツ関係	(財)三重県体育協会理事長	田中 敏夫
スポーツ関係	三重陸上競技協会会長	豊田 利一
スポーツ関係	三重県水泳連盟会長	島 正明
スポーツ関係	一般社団法人三重県サッカー協会会長	桑名 聡
スポーツ関係	三重県テニス協会会長	川崎 二郎
スポーツ関係	三重県ボート協会会長	西場 信行
スポーツ関係	三重県ホッケー協会会長	加藤 栄
スポーツ関係	三重県ボクシング連盟会長	中川 正美
スポーツ関係	三重県バレーボール協会会長	中川 正春
スポーツ関係	三重県体操協会会長	中西 長男
スポーツ関係	三重県バスケットボール協会会長	八木 秀行
スポーツ関係	三重県レスリング協会会長	岩名 秀樹
スポーツ関係	三重県ヨット連盟副会長・会長代行	原田 佳幸
スポーツ関係	三重県ウエイトリフティング協会会長	福岡 幸信
スポーツ関係	三重県ハンドボール協会会長	川岸 光男
スポーツ関係	三重県自転車競技連盟会長	西場 信行
スポーツ関係	三重県ソフトテニス連盟会長	井本 泰三朗
スポーツ関係	三重県卓球協会会長	杉本 熊野
スポーツ関係	三重県相撲連盟会長	田村 憲久
スポーツ関係	三重県馬術連盟会長	石垣 征生
スポーツ関係	三重県フェンシング協会会長	木田 久主一
スポーツ関係	三重県柔道協会会長	乙部 満生
スポーツ関係	三重県ソフトボール協会会長	太田 正隆

スポーツ関係	三重県バドミントン協会会長	金森 正
スポーツ関係	三重県弓道連盟会長	宮内 道廣
スポーツ関係	三重県ライフル射撃協会会長	河野 肇
スポーツ関係	三重県剣道連盟会長	川口 正人
スポーツ関係	三重県ラグビーフットボール協会会長	岩名 秀樹
スポーツ関係	三重県山岳連盟会長	水谷 潔
スポーツ関係	三重県カヌー協会会長	柳 誠四郎
スポーツ関係	三重県アーチェリー協会会長	津田 勉
スポーツ関係	三重県空手道連盟会長	那須 和夫
スポーツ関係	三重県クレール射撃協会会長	後藤 公彦
スポーツ関係	三重県ボウリング連盟会長	脇谷 利男
スポーツ関係	三重県ゴルフ連盟会長	諸戸 精孝
スポーツ関係	三重県軟式野球連盟会長	野崎 洋
スポーツ関係	三重県銃剣道連盟会長	田村 憲久
スポーツ関係	三重県なぎなた連盟会長	芝 博一
スポーツ関係	三重県トライアスロン協会会長	山田 康晴
スポーツ関係	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
スポーツ関係	一般財団法人 三重県高等学校野球連盟会長	水野 恵宏
スポーツ関係	三重県スポーツ少年団本部本部長	奥野 勇
スポーツ関係	SC みえネットワーク会長	伊藤 弘美
スポーツ関係	社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
福祉・障がい・スポーツ関係	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	森下 達也
福祉・障がい・スポーツ関係	三重県障害者スポーツ協会会長	山本 征雄
福祉・障がい・スポーツ関係	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事長	宮村 由久
学校関係	三重県小中学校長会会長	鈴木 就二
学校関係	三重県高等学校長協会会長	鎌田 敏明
学校関係	三重県中学校体育連盟会長	中島 耕士
学校関係	三重県高等学校体育連盟会長	川畑 幸永
学校関係	国立大学法人 三重大学学長	内田 淳正
学校関係	学校法人暁学園 四日市大学学長	宗村 南男
学校関係	学校法人皇學館 皇學館大学学長	清水 潔
学校関係	学校法人享栄学園 鈴鹿国際大学学長	中野 潤三
学校関係	鈴鹿医療科学大学学長	作野 史朗
学校関係	四日市看護医療大学学長	河野 啓子
学校関係	津市立三重短期大学学長	東福寺 一郎
学校関係	公立大学法人三重県立看護大学学長	村本 淳子
学校関係	学校法人高田学苑 高田短期大学学長	栗原 廣海
学校関係	学校法人享栄学園 鈴鹿短期大学学長	佐治 晴夫
学校関係	鈴鹿工業高等専門学校校長	新田 保次

学校関係	鳥羽商船高等専門学校校長	藤田 稔彦
学校関係	三重県私学総連合会会長	宗村 南男
学校関係	三重県PTA連合会会長	安藤 大作
学校関係	三重県高等学校PTA連合会会長	稲垣 元美
産業・経済関係	三重県商工会議所連合会会長	竹林 武一
産業・経済関係	三重県商工会連合会会長	藤田 正美
産業・経済関係	三重県中小企業団体中央会会長	佐久間 裕之
産業・経済関係	三重県経営者協会会長	岡本 直之
産業・経済関係	中部経済同友会 常任幹事 三重地区地域懇談会代表世話人	雲井 純
産業・経済関係	日本労働組合総連合会 三重県連合会会長	土森 弘和
産業・経済関係	公益社団法人 日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会会長	石井 盟暁
産業・経済関係	三重県農業協同組合中央会会長	奥野 長衛
産業・経済関係	三重県漁業協同組合連合会代表理事会長	永富 洋一
産業・経済関係	三重県木材協同組合連合会理事長	黄瀬 稔
産業・経済関係	公益社団法人 三重県緑化推進協会会長	川喜田 久
産業・経済関係	三重県森林組合連合会代表理事会長	青木 民夫
産業・経済関係	一般社団法人 三重県建設業協会会長	山下 晃
産業・経済関係	中部電力(株)執行役員三重支店長	坂口 光
医療関係	公益社団法人 三重県医師会会長	青木 重孝
医療関係	一般社団法人 三重県病院協会理事長	濱田 正行
医療関係	公益社団法人 三重県看護協会会長	水谷 良子
医療関係	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	峰 正博
医療関係	社団法人 三重県薬剤師会会長	上村 武
医療関係	日本赤十字社 三重県支部支部長	野呂 昭彦
宿泊・観光・衛生関係	社団法人 三重県観光連盟会長	森口 明好
宿泊・観光・衛生関係	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	伊藤 正司
宿泊・観光・衛生関係	社団法人 全国旅行業協会 三重県支部支部長	山出 良一
宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人 三重県栄養士会会長	長谷 圓吉
宿泊・観光・衛生関係	社団法人 三重県食品衛生協会会長	中村 喜藏
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人 三重県調理師連合会会長	庄山 源一
通信・運輸関係	公益社団法人 三重県バス協会会長	森口 明好
通信・運輸関係	東海旅客鉄道(株)三重支店支店長	河合 輝男
通信・運輸関係	近畿日本鉄道(株)取締役専務執行役員名古屋輸送統括部長	田淵 裕久
通信・運輸関係	社団法人 三重県旅客自動車協会会長	越智 龍夫
通信・運輸関係	西日本電信電話(株)三重支店長	仮屋 雄司
通信・運輸関係	(株)NTTドコモ 東海支社三重支店長	堀山 長
通信・運輸関係	KDDI(株) 理事 中部総支社長兼北陸総支社長	吉満 雅文
通信・運輸関係	ソフトバンクモバイル(株)地域総務部長	田中 薫
交通・消防関係	中日本高速道路(株)名古屋支社長	猪熊 康夫

交通・消防関係	財団法人 三重県交通安全協会会長	余野部 克治
交通・消防関係	三重県消防長会会長	川北 悟司
文化・社会团体等関係	財団法人 三重県老人クラブ連合会会長	久留原 進
文化・社会团体等関係	日本ボーイスカウト三重連盟 理事長	森 淳之祐
文化・社会团体等関係	ガールスカウト三重県連盟 三重県連盟長	河口 和子
文化・社会团体等関係	三重県子ども会連合会会長	新居 遠一
文化・社会团体等関係	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団理事長	太田 栄子
文化・社会团体等関係	三重県ボランティア連絡協議会会長	泰道 詞子
文化・社会团体等関係	国際ロータリー第 2630 地区ガバナーエレクト	加賀 修
文化・社会团体等関係	ライオンズクラブ国際協会 334-B 地区ガバナー	中村 光宏
官・公署関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所所長	森本 輝
官・公署関係	防衛省 自衛隊三重地方協力本部本部長	木戸口 和彦
県(行政)関係	三重県教育委員会委員長	丹保 健一
県(行政)関係	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
県(行政)関係	三重県副知事	石垣 英一
県(行政)関係	三重県副知事	植田 隆
県(行政)関係	三重県危機管理統括監	渡邊 信一郎
県(行政)関係	三重県防災対策部長	稲垣 司
県(行政)関係	三重県戦略企画部長	山口 和夫
県(行政)関係	三重県総務部長	稲垣 清文
県(行政)関係	三重県健康福祉部長	北岡 寛之
県(行政)関係	三重県環境生活部長	竹内 望
県(行政)関係	三重県地域連携部長	藤本 和弘
県(行政)関係	三重県地域連携部スポーツ推進局長	山口 千代己
県(行政)関係	三重県地域連携部南部地域活性化局長	小林 潔
県(行政)関係	三重県農林水産部長	梶田 郁郎
県(行政)関係	三重県雇用経済部長	山川 進
県(行政)関係	三重県雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
県(行政)関係	三重県県土整備部長	土井 英尚
県(行政)関係	三重県企業庁長	東地 隆司
県(行政)関係	三重県病院事業庁長	大林 清
県(行政)関係	三重県教育委員会教育長	真伏 秀樹
県(行政)関係	三重県警察本部長	斉藤 実

【顧問：12名】

敬称略、順不同

所属機関・団体・役職名	氏名
衆議院議員	岡田 克也
衆議院議員	金森 正
衆議院議員	川崎 二郎
衆議院議員	坂口 力
衆議院議員	田村 憲久
衆議院議員	中井 洽
衆議院議員	中川 正春
衆議院議員	藤田 大助
衆議院議員	三ツ矢 憲生
衆議院議員	森本 哲生
参議院議員	芝 博一
参議院議員	高橋 千秋

【参与：74名】

敬称略、順不同

所属機関・団体・役職名	氏名
三重県議会議員	青木 謙順
三重県議会議員	今井 智広
三重県議会議員	小野 欽市
三重県議会議員	杉本 熊野
三重県議会議員	舟橋 裕幸
三重県議会議員	前田 剛志
三重県議会議員	前野 和美
三重県議会議員	石田 成生
三重県議会議員	稲垣 昭義
三重県議会議員	田中 智也
三重県議会議員	津田 健児
三重県議会議員	中川 康洋
三重県議会議員	永田 正巳
三重県議会議員	水谷 正美
三重県議会議員	奥野 英介
三重県議会議員	辻 三千宣
三重県議会議員	中川 正美
三重県議会議員	中村 進一
三重県議会議員	後藤 健一

三重県議会議員	笹井 健司
三重県議会議員	竹上 真人
三重県議会議員	中西 勇
三重県議会議員	貝増 吉郎
三重県議会議員	小島 智子
三重県議会議員	三谷 哲央
三重県議会議員	山本 勝
三重県議会議員	小林 正人
三重県議会議員	下野 幸助
三重県議会議員	彦坂 公之
三重県議会議員	藤田 宜三
三重県議会議員	北川 裕之
三重県議会議員	中森 博文
三重県議会議員	津村 衛
三重県議会議員	東 豊
三重県議会議員	長田 隆尚
三重県議会議員	中村 欣一郎
三重県議会議員	大久保 孝栄
三重県議会議員	藤根 正典
三重県議会議員	日沖 正信
三重県議会議員	水谷 隆
三重県議会議員	中嶋 年規
三重県議会議員	山本 教和
三重県議会議員	粟野 仁博
三重県議会議員	岩田 隆嘉
三重県議会議員	森野 真治
三重県議会議員	舘 直人
三重県議会議員	服部 富男
三重県議会議員	西場 信行
三重県議会議員	濱井 初男
三重県議会議員	村林 聡
三重県議会議員	吉川 新
三重県教育委員会委員	岩崎 恭典
三重県教育委員会委員	牛場 まり子
三重県教育委員会委員	清水 明
伊勢新聞社取締役編集局長	岡原 一寿
朝日新聞社津総局長	唐澤 健治
毎日新聞社津支局長	松本 正
中日新聞社三重総局長	末次 秀行

読売新聞社津支局長	荒川 盛也
産経新聞社津支局長	櫻井 大輔
日本経済新聞社津支局長	横田 勇人
中部経済新聞三重支社長	荒井 伸
共同通信社津支局長	三笠 博司
時事通信社津支局長	依田 直哉
日刊工業新聞社三重支局長	伊藤 和泰
日本放送協会津放送局長	林 恭治
中部日本放送三重支社長	何川 高
東海ラジオ放送三重支局長	西尾 由喜雄
東海テレビ放送三重支社長	高木 優
三重テレビ放送代表取締役社長	志田 行弘
名古屋テレビ放送三重支社長	加藤 直樹
中京テレビ放送三重支局長	福澤 佳昭
三重エフエム放送代表取締役社長	丹羽 勇
三重県ケーブルテレビ協議会会長	田村 欣也

第76回国民体育大会 三重県準備委員会における審議事項について

準備委員会における審議事項については、下記の項目を予定しています。

【設立総会】

- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会設立趣旨（案）
- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会会則（案）
- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会役員（案）

【第1回総会】

- ・ 第76回国民体育大会 開催基本方針（案）
- ・ 平成24年度事業計画（案）
- ・ 平成24年度収支予算（案）
- ・ 総会から常任委員会への委任事項（案）

【常任委員会】

- ・ 第76回国民体育大会 三重県準備委員会専門委員会規程（案）
- ・ 第76回国民体育大会 会場地市町選定基本方針（案）
- ・ 第76回国民体育大会 会場地市町選定基準（案）
- ・ 第76回国民体育大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針（案）
- ・ 第76回国民体育大会 競技施設整備基本方針（案）
- ・ 第76回国民体育大会 実施予定競技選択基本方針（案）
- ・ 第76回国民体育大会 競技役員等養成基本方針（案）
- ・ 第76回国民体育大会 広報基本方針（案）

県の附属機関における委員の男女構成比等について

平成 24 年 8 月 20 日
環境生活部 男女共同参画・NPO 課

○「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」

2004 年 4 月 1 日施行（2012 年 4 月 1 日改正）

【目的】

政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、県の附属機関等への委員の選任にあたり、男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮する。

【目標】

- ・各附属機関の委員構成において、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざすものとし、2015 年 4 月 1 日までにこうした附属機関の数が、全附属機関数の 66.7%を超えることを目標とする。
(第三期短期計画期間における目標値 2012 年 61.3%)
- ・女性委員のいない附属機関については、早急にその解消を図る。

1 県の附属機関における委員の男女構成比等（2012 年 4 月 1 日現在）

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づく、県の附属機関における委員の男女構成比は、下記のとおりでした。

- 男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない附属機関の割合 **61.2%**（昨年度実績 60.7%から 0.5 ポイント増。第三期短期計画期間の目標 2012 年 61.3%には達しなかった。）
- 女性委員のいない附属機関の数 **3 機関**（昨年度実績 3 機関）
 （石油コンビナート等防災本部員会議（防災対策部）、
 天然記念物紀州犬審査会・天然記念物日本鶏審査会（教育委員会））
- 女性の登用率 **32.7%**（昨年度実績 32.5%から 0.2 ポイント増。）

○附属機関の昨年度からの増減

調査時点	附属機関数 (3 人以下・休止等を除く)	男女の一方が十分の四未満と ならない附属機関数
H23.6.1 現在	84	51
H24.4.1 現在	85	52 [※]

※新設された附属機関の 2 増と、調査時点に休止状態であった附属機関の 1 減

(新設) No.61 農林水産部 森林づくりに関する税検討委員会

No.65 雇用経済部 三重県観光審議会

(休止) 環境生活部 三重県立美術館協議会

○第三期短期計画期間目標未達成理由

女性委員の登用が進まなかった主な要因として、次の 2 点が挙げられます。

- ・附属機関が求める専門分野の女性研究者自体が少なく、委員候補となる女性が少ない。
- ・法令、慣行によるあて職の委員が多く、当該ポストに女性が就任していない。

2 今後の対応

各部局等において、引き続き次の対応をお願いします。

- ①男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満となる附属機関の委員の選任にあたっては、環境生活部への事前協議を必ず行う。
- ②専門分野の女性人材発掘やアイリス人材リストの活用により、女性の登用に努める。
- ③附属機関の根拠となる条例を制定または改正する場合には、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない組織にする旨の条項を規定する。
- ④委員選任の際には、できる限り一般公募委員枠を設け、新たな人材の登用に努める。
- ⑤肩書やポストなど慣行による委員の選任を見直し、登用者の範囲を広げる等、女性登用への対応を検討する。

【参考】

運用要領に基づく「男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない附属機関の割合」短期計画期間の目標

計画期間（2004年～2015年）											
※毎年4月1日調査（2011年までは6月1日調査）											
第一期短期計画期間			第二期短期計画期間			第三期短期計画期間			第四期短期計画期間		
2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
2006年目標値			2009年目標値			2012年目標値			2015年目標値		
52.5%			56.0%			61.3%			66.7%		

※2012年4月1日現在の県の附属機関の委員構成比等の状況については、資料提供を通じて県民へ公表する予定。

2012（平成24）年4月1日現在の県の附属機関における委員の男女構成比等（部局別）

平成24年4月1日現在

部局名	2012（平成24）年4月1日						2011（平成23）年6月1日					
	全附属機関数※	女性委員のいない附属機関の数	女性の登用率	3人以下で構成される附属機関を除く			全附属機関数※	女性委員のいない附属機関の数	女性の登用率	3人以下で構成される附属機関を除く		
				附属機関数(a)	男女の一方が十分の四未満とならない附属機関数(b)	割合(b/a)				附属機関数(a)	男女の一方が十分の四未満とならない附属機関数(b)	割合(b/a)
防災対策部	4	1	5.9%	4	0	0.0%	4	1	7.4%	4	0	0.0%
戦略企画部	2	0	41.7%	2	2	100.0%	2	0	41.7%	2	2	100.0%
総務部	3	0	40.0%	2	2	100.0%	3	0	40.0%	2	2	100.0%
健康福祉部	25	0	36.4%	25	13	52.0%	25	0	37.5%	25	13	52.0%
環境生活部	14	0	35.8%	14	6	42.9%	15	0	35.3%	15	7	46.7%
地域連携部	5	0	40.7%	5	5	100.0%	5	0	40.8%	5	5	100.0%
農林水産部	10	0	44.4%	10	9	90.0%	9	0	43.0%	9	8	88.9%
雇用経済部	3	0	42.3%	3	3	100.0%	2	0	46.7%	2	2	100.0%
県土整備部	12	0	32.0%	12	7	58.3%	12	0	30.1%	12	7	58.3%
教育委員会	9	2	35.9%	8	5	62.5%	9	2	34.3%	8	5	62.5%
合計	87	3	32.7%	85	52	61.2%	86	3	32.5%	84	51	60.7%

※休止中の附属機関は含まれていない。

【参考】

1 男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱における目標

- ・各附属機関等の委員構成において、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざし、2015年までに、こうした附属機関の数が全体の66.7%を超えることを目標とする。
- ・女性委員のいない附属機関については、早急にその解消を図る。

2 男女共同参画条項のある附属機関（男女共同参画条項……「男女のいずれかの一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。」など）

- | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|----------------------|
| ・戦略企画部 | 三重県情報公開審査会 | ・農林水産部 | 三重ブランド認定委員会 |
| | 三重県個人情報保護審査会 | | 三重県地方卸売市場運営協議会 |
| ・総務部 | 三重県公益認定等審議会 | | 三重県食の安全・安心確保のための検討会議 |
| | 三重県特別職報酬等審議会 | | 三重県農村地域資源保全向上委員会 |
| ・健康福祉部 | 三重県精神保健福祉審議会 | | 三重県中参観地域等直接支払制度検討委員会 |
| | 三重県障害者介護給付費及び障害児通所給付費等不服審査会 | | 森林づくりに関する税検討委員会 |
| | 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会 | ・雇用経済部 | 三重県職業能力開発審議会 |
| | 三重県公立大学法人評価委員会 | | 三重県大規模小売店舗立地審議会 |
| | 三重県公衆衛生審議会 | ・県土整備部 | 三重県観光審議会 |
| | 三重県がん対策推進協議会 | | 三重県公共事業評価審査委員会 |
| | 三重県青少年健全育成審議会 | | 三重県入札等監視委員会 |
| ・環境生活部 | 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会 | | 三重県景観審議会 |
| | 三重県立図書館協議会 | ・教育委員会 | 三重県教育改革推進会議 |
| | 三重県立美術館協議会 | | 三重県教育職員特別免許状寿代審査委員 |
| | 三重県人権施策審議会 | | 三重県障害児就学指導委員会 |
| | 三重県男女共同参画審議会 | | 三重県社会教育委員の会議 |
| ・地域連携部 | 本人確認情報の保護に関する審議会 | | |
| | 三重県スポーツ推進審議会 | | |

※各部局全ての指定管理者選定委員会には男女共同参画条項がある。

部局名	No	所管課名	附属機関の名称	設置根拠※1	男女条項の有無※2	委員総数	男性	女性	女性の登用率(H24.4.1)(A)	女性の登用率(H23.6.1)(B)	差(A)-(B)
健康福祉部		障がい福祉課	三重県聴覚障害者支援センター指定管理選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
	26	医療企画課	三重県医療審議会	必置	無	12	8	4	33.3% ██████████	33.3%	0.0%
	27	医療企画課	三重県准看護師試験委員	必置	無	15	7	8	53.3% ██████████	53.3%	0.0%
	28	医療企画課	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会	必置	有	5	3	2	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
		医療企画課	三重県立志摩病院指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
	29	医療企画課	三重県公立大学法人評価委員会	必置	有	5	3	2	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	30	健康づくり課	三重県公衆衛生審議会	条例	有	19	11	8	42.1% ██████████	45.0%	-2.9%
	31	健康づくり課	三重県難病医療審議会	条例	無	15	14	1	6.7% ███	7.1%	-0.5%
	32	健康づくり課	三重県がん対策推進協議会	条例	有	12	10	2	16.7% █████	25.0%	-8.3%
		健康づくり課	三重県歯科技工士国家試験委員	任意	無	-	-	-	-	-	-
	33	子どもの育ち推進課	三重県青少年健全育成審議会	条例	有	16	9	7	43.8% ██████████	43.8%	0.0%
		子どもの育ち推進課	みえ子どもの城指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
		子育て支援課	三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
環境生活部	34	環境生活総務課	三重県環境審議会	必置	無	30	19	11	36.7% ██████████	36.7%	0.0%
	35	環境生活総務課	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会	条例	有	5	3	2	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	36	私学課	三重県私立学校審議会	必置	無	12	6	6	50.0% ██████████	45.5%	4.5%
	37	文化振興課	三重県立図書館協議会	任意	有	10	6	4	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
		文化振興課	三重県文化審議会	条例	無	-	-	-	-	-	-
		文化振興課	三重県生涯学習審議会	任意	無	-	-	-	-	-	-
		文化振興課	三重県立美術館協議会	任意	有	-	-	-	-	41.7%	-
		文化振興課	三重県総合文化センター指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
	38	地球温暖化対策課	三重県公害審査会	任意	無	13	9	4	30.8% ██████████	30.8%	0.0%
	39	地球温暖化対策課	三重県公害事前審査会	条例	無	10	7	3	30.0% ██████████	30.0%	0.0%
	40	地球温暖化対策課	三重県環境影響評価委員会	条例	無	20	14	6	30.0% ██████████	30.0%	0.0%
		地球温暖化対策課	三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
	41	大気・水環境課	三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会	必置	無	20	18	2	10.0% ███	10.0%	0.0%
42	人権課	三重県人権施策審議会	条例	有	20	10	10	50.0% ██████████	50.0%	0.0%	
43	男女共同参画・NPO課	三重県男女共同参画審議会	条例	有	20	10	10	50.0% ██████████	50.0%	0.0%	
	男女共同参画・NPO課	みえ県民交流センター指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-	
44	交通安全・消費生活課	三重県交通安全対策会議	必置	無	17	16	1	5.9% █	5.6%	0.3%	
45	交通安全・消費生活課	三重県消費者苦情処理委員会	条例	無	7	3	4	57.1% ██████████	57.1%	0.0%	
46	交通安全・消費生活課	三重県消費生活対策審議会	条例	無	11	4	7	63.6% ██████████	63.6%	0.0%	
環境生活部		交通安全・消費生活課	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
47	廃棄物・リサイクル課	三重県自動車廃物認定委員会	条例	無	6	4	2	33.3% ██████████	25.0%	8.3%	

部局名	No	所管課名	附属機関の名称	設置根拠※1	男女条項の有無※2	委員総数	男性	女性	女性の登用率(H24.4.1)(A)	女性の登用率(H23.6.1)(B)	差(A)-(B)
地域連携部	48	水資源・地域プロジェクト課	三重県国土利用計画審議会	必置	無	12	7	5	41.7% ██████████	41.7%	0.0%
	49	水資源・地域プロジェクト課	三重県土地利用審査会	必置	無	7	4	3	42.9% ██████████	42.9%	0.0%
		水資源・地域プロジェクト課	三重県立ゆめドームうえの指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
	50	市町行財政課	三重県固定資産評価審議会	必置	無	10	6	4	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	51	市町行財政課	本人確認情報の保護に関する審議会	必置	有	5	3	2	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	52	スポーツ推進課	三重県スポーツ推進審議会	任意	有	20	12	8	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
		スポーツ推進課	三重県営総合競技場指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
		スポーツ推進課	三重県営松阪野球場指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
		スポーツ推進課	三重県営ライフル射撃場指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
		スポーツ推進課	三重県営鈴鹿スポーツガーデン指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
	東紀州振興課	三重県立熊野古道センター指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-	
農林水産部	53	フードイノベーション課	三重ブランド認定委員会	条例	有	10	6	4	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	54	担い手育成課	三重県農業共済保険審査会	必置	無	10	8	2	20.0% █████	20.0%	0.0%
	55	農産物安全課	三重県卸売市場審議会	任意	無	10	6	4	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	56	農産物安全課	三重県地方卸売市場運営協議会	条例	有	12	7	5	41.7% ██████████	41.7%	0.0%
		農産物安全課	三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
	57	農産物安全課	三重県食の安全・安心確保のための検討会議	条例	有	10	4	6	60.0% ██████████	60.0%	0.0%
	58	農業基盤整備課	三重県農村地域資源保全向上委員会	条例	有	5	3	2	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	59	農業基盤整備課	三重県中山間地域等直接支払制度検討委員会	条例	有	4	2	2	50.0% ██████████	50.0%	0.0%
	60	森林・林業経営室	三重県森林審議会	必置	無	15	9	6	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	61	みどり共生推進課	森林づくりに関する税検討委員会	条例	有	15	7	8	53.3% ██████████	-	(新規)
62	みどり共生推進課	三重県自然環境保全審議会	必置	無	17	8	9	52.9% ██████████	52.9%	0.0%	
	みどり共生推進課	三重県民の森指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-	
	みどり共生推進課	三重県上野森林公園指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-	
雇用経済部	63	雇用対策課	三重県職業能力開発審議会	任意	有	9	5	4	44.4% ██████████	44.4%	0.0%
	64	サービス産業振興課	三重県大規模小売店舗立地審議会	条例	有	5	3	2	40.0% ██████████	50.0%	-10.0%
		金融経営課	三重県中小企業調停審議会	必置	無	-	-	-	-	-	-
	65	観光政策課	三重県観光審議会	条例	有	12	7	5	41.7% ██████████	-	(新規)
		観光政策課	三重県営サンアリーナ指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-
整備部	66	公共用地課	三重県事業認定審議会	必置	無	6	3	3	50.0% ██████████	42.9%	7.1%
	67	公共事業運営課	三重県公共事業評価審査委員会	条例	有	10	6	4	40.0% ██████████	40.0%	0.0%
	68	建設業課	三重県建設工事紛争審査会	必置	無	13	10	3	23.1% █████	16.7%	6.4%
	69	建設業課	三重県公正入札調査委員会	条例	無	9	7	2	22.2% █████	20.0%	2.2%
	70	建設業課	三重県入札等監視委員会	条例	有	5	3	2	40.0% ██████████	40.0%	0.0%

部局名	No	所管課名	附属機関の名称	設置根拠※1	男女条項の有無※2	委員総数	男性	女性	女性の登用率(H24.4.1)(A)	女性の登用率(H23.6.1)(B)	差(A)-(B)	
県土整備部	71	港湾・海岸課	三重県港湾審議会	必置	無	15	13	2	13.3% ■■■■	13.3%	0.0%	
		下水道課	三重県流域下水道指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-	
	72	都市政策課	三重県都市計画審議会	必置	無	24	18	6	25.0% ■■■■■■	25.0%	0.0%	
		都市政策課	三重県営都市公園指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-	
	73	景観まちづくり課	三重県景観審議会	条例	有	11	6	5	45.5% ■■■■■■■■■■	45.5%	0.0%	
	74	景観まちづくり課	三重県屋外広告物審議会	条例	無	12	8	4	33.3% ■■■■■■■■	25.0%	8.3%	
	75	建築開発課	三重県開発審査会	必置	無	7	3	4	57.1% ■■■■■■■■■■	57.1%	0.0%	
	76	建築開発課	三重県建築審査会	必置	無	5	3	2	40.0% ■■■■■■■■	40.0%	0.0%	
	77	建築開発課	三重県建築士審査会	必置	無	5	3	2	40.0% ■■■■■■■■	40.0%	0.0%	
		住宅課	三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-	
	住宅課	三重県営住宅指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-		
教育委員会	78	教育総務課	三重県教育改革推進会議	条例	有	20	10	10	50.0% ■■■■■■■■■■	45.0%	5.0%	
	79	教職員課	三重県教育職員特別免許状授与審査委員	任意	有	8	4	4	50.0% ■■■■■■■■	50.0%	0.0%	
	80	高校教育課	三重県地方産業教育審議会	任意	無	10	5	5	50.0% ■■■■■■■■	50.0%	0.0%	
	81	小中学校教育課	三重県教科用図書選定審議会	必置	無	20	10	10	50.0% ■■■■■■■■■■	45.0%	5.0%	
	82	特別支援教育課	三重県障害児就学指導委員会	条例	有	13	11	2	15.4% ■■■■	15.4%	0.0%	
	83	社会教育・文化財保護課	三重県社会教育委員の会議	任意	有	7	3	4	57.1% ■■■■■■■■■■	57.1%	0.0%	
	84	社会教育・文化財保護課	三重県文化財保護審議会	任意	無	18	16	2	11.1% ■■■	11.8%	-0.7%	
	85	社会教育・文化財保護課	三重県天然記念物日本鶏審査会	条例	無	4	4	0	0.0%	0.0%	0.0%	
		社会教育・文化財保護課	三重県天然記念物紀州犬審査会	条例	無	3	3	0	0.0%	0.0%	0.0% (除外)	
	社会教育・文化財保護課	三重県教育委員会指定管理者選定委員会	条例	有	-	-	-	-	-	-		
計						59	1088	732	356	32.7% ■■■■■■■■	32.5%	0.2%

※1 設置根拠・・・必置：法律により置くことが規定されている（義務的）。

任意：法律には置くことができる旨規定されており（義務的ではない）、それに基づき条例で設置する旨を規定している。

条例：条例に設置する旨を規定している。

※2 男女共同参画に関する条項・・・「男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の十分の四未満とならないものとする。」など。

目標の達成状況			
附属機関数 (a) ※3人以下の委員で構成される附属機関を除く。	85	男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない附属機関数	52
バランスの取れた附属機関の割合	61.2%	女性委員のいない附属機関数	3

平成24年8月20日
健康福祉部障がい福祉課

平成24年度 県の機関における知的・精神障がい者職場実習事業について

1 事業の目的

県の機関において知的・精神障がい者の職場実習を行うことにより、行政機関における知的・精神障がい者雇用の可能性について検討するとともに、県職員の障がい者に対する理解の促進を図ります。

2 事業の概要

- (1) 対象者 知的障がい者9名、精神障がい者1名
- (2) 実習期間 6ヶ月以内（平成24年9月～平成25年2月）
- (3) 実習形態 原則として月16日以内、1日あたり6時間（8:30～15:30）
- (4) 実習内容 事務補助

・用紙のシュレッダー ・用紙の大量コピー ・消耗品の搬入及び整理
・封筒への課のゴム印押印 ・ミスコピー用紙への使用済み印押印
・郵便物の配付及び発送（部内各課、2回/日） ・新聞のコピー ・PC入力
・書類の袋詰及び大量発送 ・廃棄書類の分別 ・使用済み切手の切り抜き
・使用済み封筒の整理（再利用ラベル貼り） ・ポットのお湯注ぎ足し ・観葉植物への水やり

- (5) 実習場所 三重県庁舎内（本庁、地域機関）
- (6) 実習生の要件 以下の条件を全て満たす者
 - ①療育手帳（知的）又は精神障がい者保健福祉手帳（精神）の交付を受けていること
 - ②県内の就労継続支援等の事業所に在籍していること
 - ③就労の意欲があり、自力で通勤が可能であること
 - ④基本的生活習慣をはじめとする身辺自立が確立していること（知的障がい者）
 - ⑤介助、介護者なしで職場実習ができ、担当業務に関する簡単な指示書の内容が理解できること（知的障がい者）
 - ⑥自らの精神疾患について十分認識し、精神科医療等を継続受診するなど、病状の安定を図っていること（精神障がい者）

3 配置所属

- (1) 知的障がい者
 - ①本庁（4人）
防災対策部防災対策総務課 [1/2 期間]、総務部財政課、
地域連携部地域連携総務課、出納局出納総務課 [1/2 期間]、
教育委員会保健体育課
 - ②地域機関（5人）
四日市庁舎、鈴鹿庁舎、津庁舎、伊勢庁舎、伊賀庁舎
保健福祉事務所（四日市庁舎については、桑名保健福祉事務所福祉相談室）を拠点に、
各事務所に一定期間ごとの配置を予定しています。

(2) 精神障がい者 健康福祉部障がい福祉課 (1人)

4 その他

- (1) 受け入れ所属の職員を対象として、知的障がい者の障がい特性等を理解していただくための研修を実施します。
- (2) 実習生をサポートする支援員を関係団体・事業所等から派遣します。
支援員の派遣については、可能な限り配置所属の意向に配慮したものとします。
- (3) 実習中の事故等に対する傷害保険に加入します。

(参考)

これまでの取組実績実績について

(本庁等)

年 度	人 員	配置所属
H 1 6	1	障害福祉室
H 1 7	1	障害福祉室
H 1 8	2	障害福祉室、勤労・雇用支援室
H 1 9	3	障害福祉室、勤労・雇用支援室、特別支援教育室
H 2 0	5	環境森林総務室、勤労・雇用支援室、県土整備総務室、特別支援教育室、職員研修センター
H 2 1	(1) 7	政策総務室、法務・文書室、障害福祉室、農水商工総務室、県土整備総務室、出納総務室 [1/2 期間]、特別支援教育室、総務課 (議会事務局) [1/2 期間]
H 2 2	(1) 7	政策総務室、福利厚生室、危機管理総務室 [1/2 期間]、障害福祉室、環境森林総務室、農水商工総務室 [1/2 期間]、企業総務室、特別支援教育室
H 2 3	(1) 6	政策総務室 [1/2 期間]、経営総務室、障害福祉室、農水商工総務室、県土整備総務室、特別支援教育室、総務課 (議会事務局) [1/2 期間]
計	(3) 32	

※人員欄の上段()は、精神障がい者で内数

(地域機関)

年度	桑名	(四日市)	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	計
H 1 8							1	1		2
H 1 9							1		1	2
H 2 0		1	1			1				3
H 2 1				1	1	1				3
H 2 2		1		1	1	1		1		5
H 2 3	1	1		1		1	1			5
計	1	3	1	3	2	4	3	2	1	20

※保健福祉事務所を拠点に、各事務所に一定期間ごとの配置

知的障がい者職場実習事業の実施にあたって職場の皆さんに気をつけていただきたいこと

平成24年8月23日
健康福祉部障がい福祉課

平成16年度に知的障がい者職場実習事業を始めて以来、8年間で、49人の実習生が県の機関で職場実習に参加しました。多くの職場で実習生の受け入れをいただき、県全体で3人の知的障がいのある正規職員も採用され、平成25年4月からは非常勤職員1人の採用が予定されています。

このペーパーには、経験の無い職員が職場で知的障がいのある人と接するヒントになればという視点から、何点かの留意事項をまとめました。一口に知的障がいといっても、当然のことながら「10人の人がいれば10通りの違い」があるのは障がいを持たない人となら差異はありませんが、職場実習が可能であると判断した実習生に共通すると思われる事柄を例示してみました。

当然ながら日常の場面では全く異なる反応や対応は生じて当たり前です。個々の実習生その人の違いを周囲が理解して上手に接することができるまでの道しるべとして以下の事柄を参考にしてください。もちろん具体的な困りごとや相談には障がい福祉課が対応させていただきます。

基本的な職場での接し方について

- 1 基本的には、知的障がいのある人に接するスタンスが特別にあるわけではありません。通常職場で人に接する場合と同様のスタンスで接してください。
よく「知的障がいのある人に言ってはならない言葉はありますか」といったご質問をいただきますが、あなたの前に座っている職員に対してならどうするか、を考えていただければ結構です。
- 2 実習生の中には年齢もさまざまです。職場で人の名前を呼ぶとき、「〇〇君」「〇〇ちゃん」とは呼びません。実習生に対しても全く同じことです。「〇〇さん」と呼んでください。
- 3 実習生には、自分でわからない事については必ず職員に聞く、という習慣を徹底させてください。わからないことをわからないと言うことは、全く問題ないのですが、わからない事を聞かずに自分の判断でやってしまうことは決してしてはならないことである、ということを最初の段階から徹底してください。

- 4 実習生への対応はできるだけ職場の中で統一してください。職員によっての対応が異なると実習生は混乱してしまいます。具体的なケースを全部拾いあげるのは困難であるかもしれませんが、グループミーティングの場などを利用して意思統一してもらえれば結構です。特に「してはならない」というケースについての意思統一は重要です。

- 5 可能であれば、本人に第一義的に対応する職員を決めておくと、実習生も安心して尋ねることができ、また、指示の統一も図ることができます。ただ、課やグループ全体で実習生に対応するというスタンスがないと、担当した職員の負担感が増大するため、全体での情報共有、意見交換の場をまめに持つことが特に重要になってきます。

- 6 注意をすべき場面では、当然のことですがしっかり注意してください。できればその場で「なぜいけないのか」を説明した上で（ここが大切です）注意してください。この際に「せん方がええかもわからんなあ」などの婉曲的な表現は使わずに「それは〇〇だからダメです」とはっきり説明してください。

コミュニケーションに関して

- 1 平易な言葉で話せば、日常生活を送っていく上で必要な意味理解は十分にできる方がほとんどです。逆に言うと、難解な言い回しや、抽象的な表現、比喩的な表現は苦手とします。

〈ケース〉 簡単な表現を使う「就労の支援を行う」→「仕事ができるように手伝う」
具体的な表現を使用する。「部屋をきれいにして」→「床のごみを拾って」

- 2 「言外の意味」を汲み取ることは難しく、周囲の状況を総合的に判断することは苦手なので、結果的に「空気が読めない」「場の雰囲気わからない」ことがあります。その場合、状況をできるだけ具体的に説明した上で指示をしてください。

〈ケース〉 大量のコピーを頼まれている時、書類を1枚コピーしようとしている人が横で待っていても知らん顔をしている。→「すぐ終わるから先にさせてあげてください」

- 3 理解したり覚えたりすることが苦手なため、一度に多くのことを言われると理解できないことがあります。複雑な話が理解できないために、言われたことの一部だけに反応して、結果的に話し手の意図とは全く別の理解をしてしまうことがあります。

〈ケース〉 「色のついた紙は別々に分けて、紐でしばって、ごみ置き場へ持って行ってください」 →色を分けずにごみ置き場に持って行ってしまった。

「色のついた紙を分けてください」 →分け終わってから「紐でしばってください」 →しばり終わってから「ごみ置き場へ持って行ってください」

- 4 耳から聞いて理解することよりも、目で見えて理解することの方が得意な人が多いようです。言葉はその場で消えてしまいがちですが、字や絵は何度も見て再確認することができるからです。指示については言葉だけでなく文字で示すと理解しやすくなります。また、実際に作業の手順を手本として実際にやってみせることも有効です。

上記4の例で 1、同じ色の紙に分ける 2、紐でしばる 3、ごみ置き場へ持っていく というように具体的に手順を紙に書いて示したうえで、職員が実際にやってみせる。

- 5 自分で十分理解していない状態でも「はい」「わかった」と言ってしまう場合があります。「はい」と言っておけば難しい言葉や説明の展開からとりあえず逃れることができるからです。本当に理解しているのかどうかは、最初は判断しづらいかと思いますが、別の言い方で再度聞きなおしたり、指示の結果を見て判断してください。

- 6 敬語をうまく使うことは苦手な方がほとんどです。どのようにしゃべったらいいのかがわからない場合、身近な職員の話し方をそのまままねることが多いので、例えば上司が実習生に「おはよう」と声を掛ければ「おはよう」と戻ってきます。実習生の言葉遣いは実は周囲の言葉遣いを写す鏡になっていることもあります。

※ 基本的には、数日から数週間接しているうちにその人の理解力や、得意な理解の仕方は何なのか、何が苦手なのかはだんだんとわかってきます。加えて大事な事は、本人がわからない事を尋ねたり、わからない事をわからないと言っても大丈夫なんだということを知ってもらうことでしょう。

日常生活を送る上での能力について

- 1 自分の身の回りのこと、自宅から交通機関を利用して職場へ通勤すること。
簡単な買い物をする事、など日常生活に関しては基本的に支援する必要はありません

せん。

- 2 日々繰り返される定型的な行動には問題ありませんが、例えば、事故で電車が不通となり代替輸送のバスに乗り換える等、普段経験したことの無いことや、突発的な出来事に対してはうまく対応することが困難な人が多く見られます。
- 3 電話、メール等は使える方が多いので、何か起こったときの連絡先を決めておいて連絡をするように指示してください。できれば紙に書いて渡しておくとうまいでしょう。
- 4 得意なことと、不得意なことの差が大きい人が多く見られます。
例えば、数字にはめっぽう強く計算もできるのに、文章や漢字は全くダメといったケースがあります。どうしても得意な方の能力を基準に考えて接してしまいがちですが、思い込みでこのくらいならばできるだろうと判断することは避けてください。
- 5 頼んだ仕事は必ずできているかどうか確認してください。本人ができたという感覚と、頼んだ方の感覚とは相違している場合があります。また、作業の途中できちんとされているかを時々チェックすることも必要です。

社会人としてのマナーについて

実習に来るまでに就労の経験がある人や、特別支援学校を卒業してすぐの人など、社会的な経験は様々ですが、実習中は、一般的な社会人としてのマナーについても支援、指導をお願いします。

1 あいさつ

「おはようございます」「お先に失礼します」「ありがとうございました」などの基本的なあいさつについては、TP0 に応じて指導してください。中には自分から積極的に話をすることが苦手な人がいますので、あいさつすべき場面であいさつが無い場合は、あいさつするよう声を掛けてください。

2 服装

背広にネクタイまでは必ずしも必要ありませんが、基本的には職員がすべき服装と同様であると考えてください。特にクールビズの期間、カジュアルデーなどに、どんな服装をすればよいのかわかりにくい人が多いようです。「仕事にふさわしい格好」といっても抽象的で理解しにくいので、「襟のついたシャツと折り目のついたズボン」「Tシャツ、ジーパン、サンダルはふさわしくない」というように具体的に指示しはっきりと伝えてください。

3 身だしなみ

ひげのそり残しやぼさぼさの頭、シャツのすそがズボンからはみ出している等といった点に気がついた場合は、遠慮せずに「ひげ残っとるよ」「あたまぼさぼさやで」「ズボンから尻尾出とるで」と指摘していただいで結構です。

一回注意してもまた同じことが繰り返される場合もありますが、気づいた時点で何度でも注意してください。

その他実際の職場での接し方について

- 1 昼休み等の対応については、特に配慮する必要はありません。実習の最初に、弁当などどこで食べるのか、食堂はどう利用するのか等について教えていただければそれ以上の対応は不要です。もちろん、食事に誘ったり、いろんな話題に興じることなど昼休みの過ごし方については、職員同士の付き合い方となんら代わるところではありません。
- 2 課(事務所)等の親睦行事については、あえて参加を求める必要はありませんが、これまで職員と親しくなって打ち解けてくる中で自然に参加していた所属もあります。ただ、実習時間は基本的に月～木の8:30～15:30となっていることに十分配慮してください。また、宴席等に参加するのであれば保護者等にきちんと連絡しておくことはいうまでもありません。
- 3 中にはてんかん等の持病を持っている方も見えますが、基本的に頻繁に発作等がある方は実習生として採用しておらず、発作は服薬でコントロールされている方ばかりです。ただ、念のために発作の症状や対応方法については本人に確認しておいてください。

人間は、誰でも自分の知らないものや事柄に対しては漠然とした不安感を持つものです。実際に知識として知ってはいても、実際に経験して自分の五感で体験するまではその不安感は拭い去れるものではありません。

実際に知的障がいのある人と接したことのある県職員はそんなに多くありませんが、これまで実習を受け入れていただいた多くの職場では具体的に接する中で、障がいのある人に対するある種の距離感や違和感が減少していくのを肌で感じ取っていくことができたようです。

県職員で車椅子を使っている人に対して「自分で歩けよ・・・」なんて思う人はいないでしょうし、車椅子用のスロープの設置を税金の無駄遣いという人もいないでしょう。

知的な障がいのある人にとっての車椅子やスロープとは 体何なのか?こんなことも実習を通じて感じ取っていただければ幸いです。

知事会等の結果について

平成24年8月20日
政策提言・広域連携課

1 中部圏知事会議

(1) 概要

8月6日午後、滋賀県彦根市において、「第97回中部圏知事会議」が開催され、「新たな高速鉄道を活かした中部圏の活性化」について協議が行われました。また、鈴木知事から、前回会議の協議話題「外国人誘客に向けた取組」について、報告をいただきました。

(2) 合意事項及び今後の取組等

①協議話題：新たな高速鉄道を活かした中部圏の活性化について

- ・鈴木知事から、紀伊半島知事会議でも合意されたリニア全線同時開業について紹介したうえで、中部圏知事会議においても東京・大阪間の同時開通をめざすことが合意されました。
- ・併せて、JR関西本線における亀山・加茂間の電化・複線化に係る要望活動への協力を要請し、了承されました。
- ・また、今後、下記項目について、中部圏で連携して対応することになりました。

ア) 高速交通網の強化と外国人観光客の誘客などの広域観光

イ) 広域交通網とリダンダンシー（防災面における広域交通網）

ウ) 国や鉄道事業者への提言事項

リニアの早期全線整備（大阪までの同時開通）、北陸新幹線の早期全線整備、高速鉄道へのアクセス（在来線の充実強化など）

②報告事項

ア. 東日本大震災を踏まえた中部圏の連携強化（岐阜県）

- ・大規模災害時の中部圏の応援体制について報告が行われました。（本県被災時は、愛知県が主たる応援県となります）。

イ. 新エネルギー等の導入促進（静岡県）

- ・中部圏新エネルギー等導入促進連絡会の活動状況等について説明がありました。
- ・鈴木知事からは、本年9月発足見込みのスマートライフ推進協議会や離島同士あるいは離島と本土を連携させる本県のスマートアイランド構想について紹介を行いました。

ウ. 外国人誘客に向けた取組（三重県）

- ・鈴木知事から、これまでの取組を説明するとともに、日台観光サミットにあたっては、過去の開催県である石川県及び静岡県とも連携を進めることが了承されました。

2 ふるさと知事ネットワーク

(1) 概要

8月8日午後、島根県松江市において、「ふるさと知事ネットワーク第5回知事会合」が開催され、政策提言や共同研究プロジェクトをはじめとした各県の連携取組を強化していくことが合意されました。

(2) 合意事項及び今後の取組等

○政策提言に向けた意見交換

・これまで、本ネットワークで行ってきた「政策提言」、「税制調査会」及び「共同研究」を踏まえて、今後、どのように活動していくかについて意見交換がなされ、現在の活動の3本柱である、政策提言、共同研究や多種多様な連携を継続して行うことが合意されました。

・また、これまでの検討内容を深掘りし、政策提言を行っていくことについても合意されました。

3 島根県・三重県知事会談

(1) 概要

8月9日午後、島根県出雲市において、「島根県・三重県知事会談」が開催され、両県知事が「島根県と三重県の観光振興への取組」をテーマに会談し、今後、共同して観光PRや連携事業等を行っていくことになりました。

(2) 合意事項及び今後の取組等

○島根県と三重県の観光振興への取組

・来年、伊勢神宮の式年遷宮と出雲大社の平成の大遷宮が行われることから、両県で誘客促進に向けた観光PRなどで連携していくことが合意されました。

・具体的には、古事記などの神話や世界遺産、食文化など、両県における共通点を切り口に、アンテナショップなどでの共同PRや、歴史博物館の連携などを行っていくことになりました。

4 三重県・岐阜県知事懇談会

(別紙)

5 今後の予定

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 第93回近畿ブロック知事会議 (福井県内) | 10月頃予定 |
| (2) 第98回中部圏知事会議 (石川県内) | 11月頃予定 |
| (3) 政府主催都道府県知事会議 (東京都) | 未定 |

4 三重県・岐阜県知事懇談会

(1) 概要

8月17日午後、岐阜県大垣市において「三重県・岐阜県知事懇談会」が開催され、両県知事が「企業立地や観光誘客の拡大等に向けた東海環状自動車道西回りの整備促進」や「医療、福祉機器分野での産業振興の連携」などをテーマに会談し、今後、共通する課題について情報交換を密にするとともに、連携を深めていくことになりました。

(2) 合意事項及び今後の取組等

- ①企業立地や観光誘客の拡大等に向けた東海環状自動車道西回りの整備促進について（三重県提案）
 - ・引き続き、両県が連携して、事業主体である国や中日本高速道路㈱に対し、整備促進を要望していくことが合意されました。
- ②森林・環境保全の推進について（岐阜県提案）
 - ・特に森林づくりに関する税について、両県の取組や検討状況を踏まえて情報交換を密にしていくことになりました。
- ③上下流連携による森・川・海づくりについて（岐阜県提案）
 - ・森・川・海のつながりをさらに進めるため、子どもたちを主体とした取組を具体化し、連携して取り組むことが合意されました。
- ④医療、福祉機器分野での産業振興の連携について（三重県提案）
 - ・鈴木知事から、「みえライフイノベーション総合特区」の取組を紹介した上で、研究シーズ、両県の医療現場のニーズや企業のコア技術のマッチングによる製品化を進めていくことが医療機器産業の活性化につながることから、三重県、三重大学、岐阜県、岐阜大学の4者による実務者レベルの定期的な連絡会議を立ち上げ、連携して事業を推進していくことを提案し、合意されました。